

行政評価機能の抜本的強化に向けた検討資料

平成22年3月26日
第2回 行政評価機能強化検討会

※ 本資料の内容は、年度末目途に策定する「行政評価等プログラム」に盛り込むことを予定。

行政評価機能の全体像

○政策評価推進機能 P. 5

政策評価に関する基本的事項の「企画立案」 (総務省設置法 4 条 16 号)

各府省が行う政策評価の「推進」、「点検」 (総務省設置法 4 条 16・17 号、政策評価法 3・4・12 条)

○「行政評価局調査」機能 P. 11

複数府省にまたがる政策の「評価」 (総務省設置法 4 条 17 号、政策評価法 12 条)
政策効果の把握を基礎として、必要性、効率性、有効性の観点から、政策自体の見直し・改善を実施

各府省業務の実施状況の「評価・監視」 (総務省設置法 4 条 18 号)
政策に基づく業務の実施状況について、合規性、適正性、効率性の観点から行政運営の見直し・改善

○行政相談機能 P. 13

国民からの行政に関する相談の「受付・解決」 (総務省設置法 4 条 21 号)

行政相談委員との「連携」 (総務省設置法 4 条 22 号、行政相談委員法)

○独立行政法人評価機能 【政策評価・独立行政法人評価委員会】 P. 15

中期目標期間終了時の主要な事務事業改廃の勧告、年度評価への意見 (独法通則法 32 条 5 項・35 条 3 項)

→ ○行政評価局調査のテーマ選定 P. 17

○中期的課題の検討 (現行制度の枠組を超えた検討が必要となる組織・体制、法制度等の中期的課題について、引き続き検討) (注)

(注) 中期的課題として考えられるもの：①総務省設置法に基づく調査対象、調査権限の在り方、②政策評価制度の在り方 (政策評価法の対象機関の範囲等)、③行政相談委員制度の在り方 (地方公共団体との連携・協力の在り方等)、④政策評価・独立行政法人評価委員会の在り方、⑤行政評価・監視に係る審議機関、⑥局の名称、組織・体制

機能強化の視点

「いのちを守る」政策の実現に向け、新たなパラダイム、ダイナミズムに適応しているかどうか、以下の点を重視し、聖域なく、行政運営を見直し

○ 国民視点に立った行政のパフォーマンスやアウトカム（国民に対する成果）

（アウトカムに着目した目標設定の徹底
「行政評価局調査」を拡充し行政のパフォーマンスの改革・改善を積極的に指摘 等）

P. 6
P. 12

○ 公開度・説明度（説明責任）の徹底

（政策評価に関するバックデータの公表により外部検証可能性を確保
「行政評価局調査」の実施に当たっての視点として重視
調査手法における有識者への意見聴取やアンケート調査の活用、タイムリーな結果公表 等）

P. 6
P. 12

○ 国民との対話・協働

（成果目標やその達成状況を明らかにし、国民的議論を喚起
国民からの調査テーマ公募、行政相談を端緒とした調査の実施 等）

P. 6
P. 12

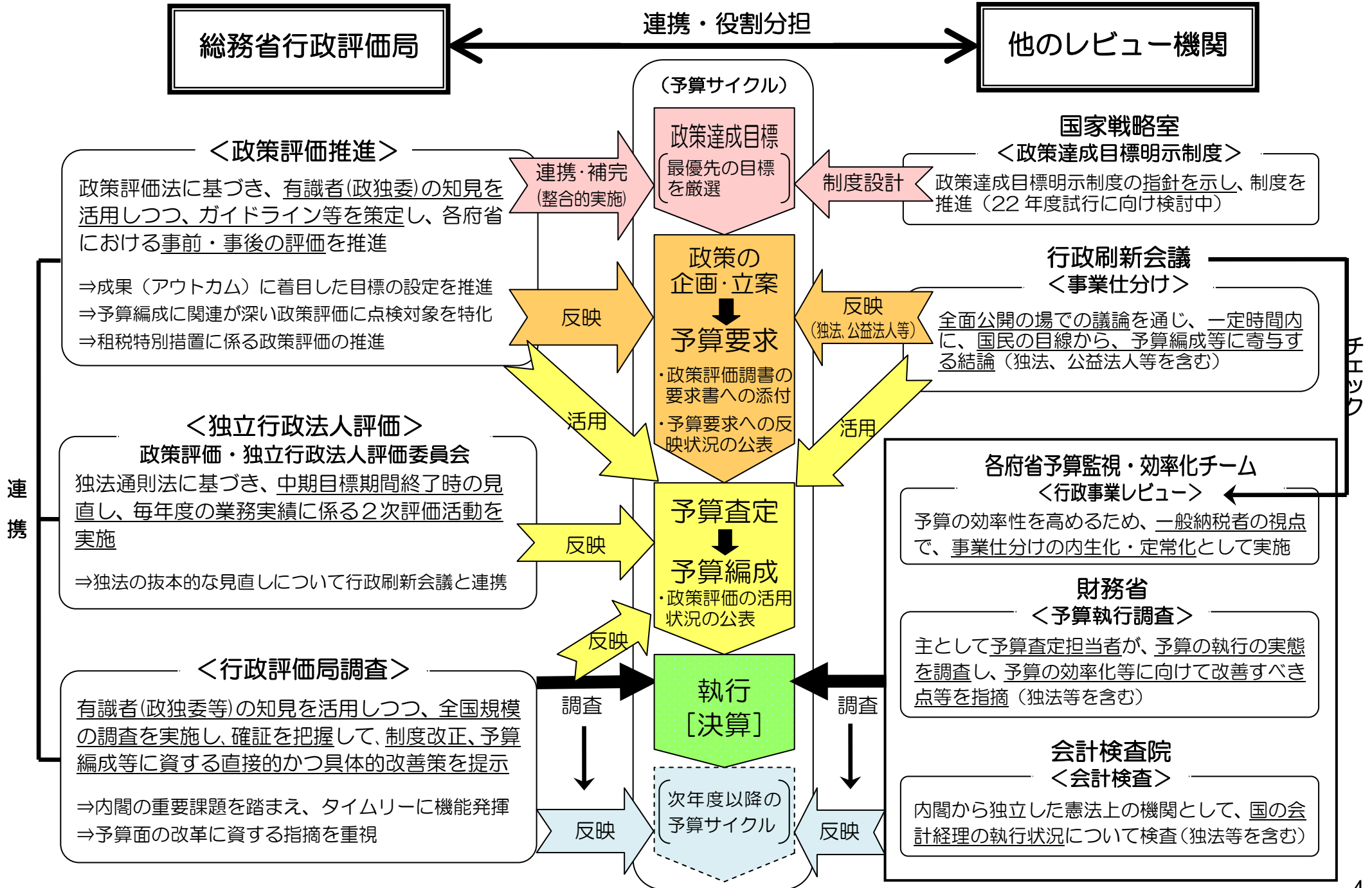
機能強化の基本的考え方

- 行政評価局の担う各機能（行政評価機能）は、いわば政府のレビュー機能として、行政の改革・改善を促し、国民に信頼される公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政の実現に資する役割を担っている。
他方、政治主導・国民主導の確立、税金の無駄使いの徹底排除等に向け、従来からの行政システムの転換が求められている中、行政評価機能については、機能をより十全に発揮する必要性が指摘されており、行政に対する国民の信頼回復のため、機能強化を図り、政府全体のレビュー機能の質の向上に資する必要。
- このため、以下の方向で強化に取り組み、政府内の他のレビュー機能と連携しつつ、総務省として内閣を支援する機能を強化。
 - ① 政策評価推進機能については、その各省における定着状況を踏まえ、情報公開の徹底を通じた各省の説明責任の向上、予算編成等に真に役立つ機能の強化へと重点化。
 - ② 「行政評価局調査」機能については、その特性を活かし、国民視点から行政のパフォーマンスの改革・改善に資する指摘を一層積極的・戦略的に行うべく拡充、調査実施に当たっては公開度・説明度（説明責任）の徹底、国民との対話・協働の推進を図る。
 - ③ 行政評価局の担う各機能間の連携を図るとともに、各機能を通じ、タイムリーに情報を発信。
 - ④ 政策評価への取組が人事評価に一層円滑に反映されるような取組を推進。
- 機能強化方策の具体化・実行に当たっては、年金記録問題の動向等の状況変化に留意して柔軟・適切に対応。
現在、行政評価局においては、年金記録確認第三者委員会の事務局を担っており、国民からの申立ての迅速かつ的確な処理を促進するため、調査等の要員を当該業務にシフトして取組中。機能強化方策の適切かつ効果的な実施に当たっては、当該業務について、早期に目途をつけることが不可欠。このため、厚生労働省の年金記録回復委員会における年金記録問題への対応方策の検討に協力し、当該方策の具体化の内容に応じ、（年金記録確認第三者委員会の在り方を含め）所要の措置。

予算サイクルに応じた各レビュー機関の役割(イメージ)

未定稿

(平成 22 年 3 月現在)



政策評価推進機能

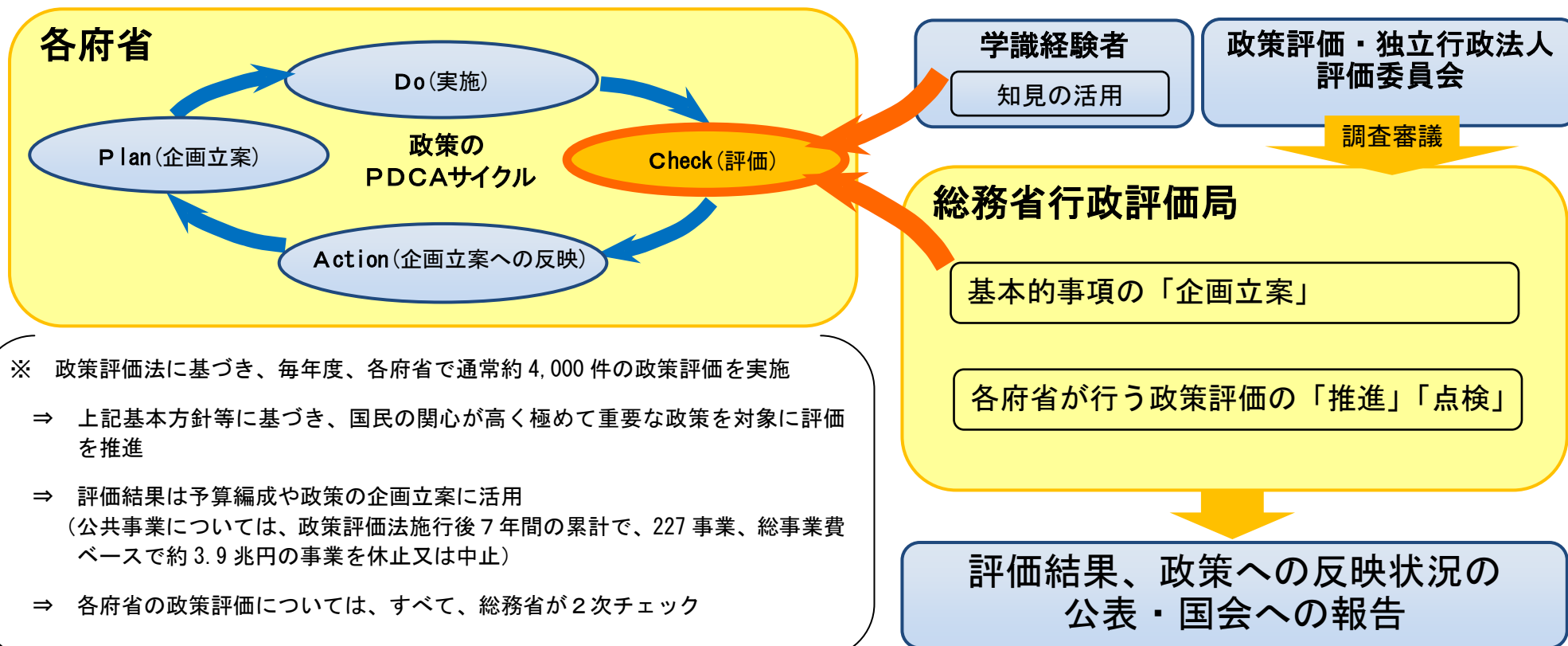
- 政策評価法の下、各府省が所掌する政策について自ら実施する評価の推進・向上を図るとともに、各府省が行った評価の点検を実施

政策評価法のほか、同法施行令、政策評価に関する基本方針（閣議決定）、政策評価の実施に関するガイドライン等で制度の枠組を規定

目的 【「プラン偏重」の行政への反省から、2001年の中央省庁等改革に伴い導入】

- 国民本位の効率的で質の高い行政の実現
- 国民的視点に立った成果重視の行政への転換
- 国民に対する行政の説明責任の徹底

※「政策評価に関する決議」（15.7.18 参議院本会議）、「政策評価制度の見直しに関する決議」（15.6.22 参議院本会議）において、政策評価の一層の充実が求められている。



- ※ 政策評価法に基づき、毎年度、各府省で通常約4,000件の政策評価を実施
 - ⇒ 上記基本方針等に基づき、国民の関心が高く極めて重要な政策を対象に評価を推進
 - ⇒ 評価結果は予算編成や政策の企画立案に活用
(公共事業については、政策評価法施行後7年間の累計で、227事業、総事業費ベースで約3.9兆円の事業を休止又は中止)
 - ⇒ 各府省の政策評価については、すべて、総務省が2次チェック

具体的方策

1 政策評価に関する情報の公表

〔政独委 政策評価分科会にて審議〕(2/26, 3/19)

資料編 P. 3

- 政策評価に関し①公表すべき情報の種類、内容及び範囲や公表の方法、②各府省の政策評価に関する会議を含めた取組過程の公開ルールを明確にするため、国民の意見も聴いた上で、新たに「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」(仮称)を策定。

※ 各府省の政策評価には、評価結果を裏付けるデータが記載されていないものなどがあり、外部検証を可能にしているとはいえない状況。

※ 各府省における政策評価の取組過程についても透明性を高めるべきとの指摘あり。

〔政独委 政策評価分科会にて審議〕(3/19)

2 政策達成目標明示制度への対応、成果志向の目標設定の推進

資料編 P. 4

- 政策達成目標明示制度において設定される政策達成目標の下、政策評価がこれと整合的に実施されるよう対象政策を設定していくなど、適切な役割分担と連携・補完を推進。(両制度の関係については、政策達成目標明示制度の試行期間を通じて検討。)
- 平成 22 年度からの政策達成目標明示制度の試行的導入に協力しつつ、政策評価においても、成果(アウトカム)に着目した目標の設定を推進。

※ 「予算編成等の在り方の改革について」(平成 21 年 10 月 23 日閣議決定)において、「政策達成目標明示制度」を導入することを明記。

〔 政府として最優先すべき政策について、国民に対する成果を目標として定め、達成度を評価する制度。目標については、マニフェストの工程表に掲げられた主要な事項を中心に、最優先の目標を厳選するとされている。〕

※ 政策評価のこれまでの取組をみると、国民に対する成果(アウトカム)の目標設定が不十分。

現在、政策評価法に基づく事前評価の義務付け対象政策は、①研究開発、②公共事業、③ODA、④規制

【租税特別措置関係】

- 事前評価の義務付け対象政策として、租税特別措置を追加するため、国民の意見も聴いた上で、速やかに、政策評価法施行令等を改正するとともに、評価方法について定めるガイドラインを策定。

※ 「租特透明化法案」（昨年通常国会で民主党が提出し、審議未了廃案）において、租税特別措置の事前評価の義務付けを規定。

※ 現内閣の下、租特透明化法案を踏まえ、必要な制度改正を行うこととされ、「平成22年度税制改正大綱」（平成21年12月22日閣議決定）で、租税特別措置について政策評価を厳格に行うことが明記。

【規制による競争状況への影響分析関係】

- 規制によって市場における競争にどのような影響が生じるかを把握・分析することにより、的確かつスムーズな政策決定を行うための判断材料を提供するとともに、規制をめぐる国民的議論に有用な情報を提供できるようにするため、規制による競争状況への影響分析について、公正取引委員会の協力を得て、試行を開始。

租税特別措置等に係る政策評価の実施スケジュール（想定）

〔政府税調〕

← 税制改正作業 → 大綱決定

評価情報の活用
(22年度大綱第2章2.)

租特透明化法施行

4月

8月末

12月末

〔各府省〕

要望

事前評価（新設、拡充・延長）

事後評価（既存の租特）

（評価書提出）

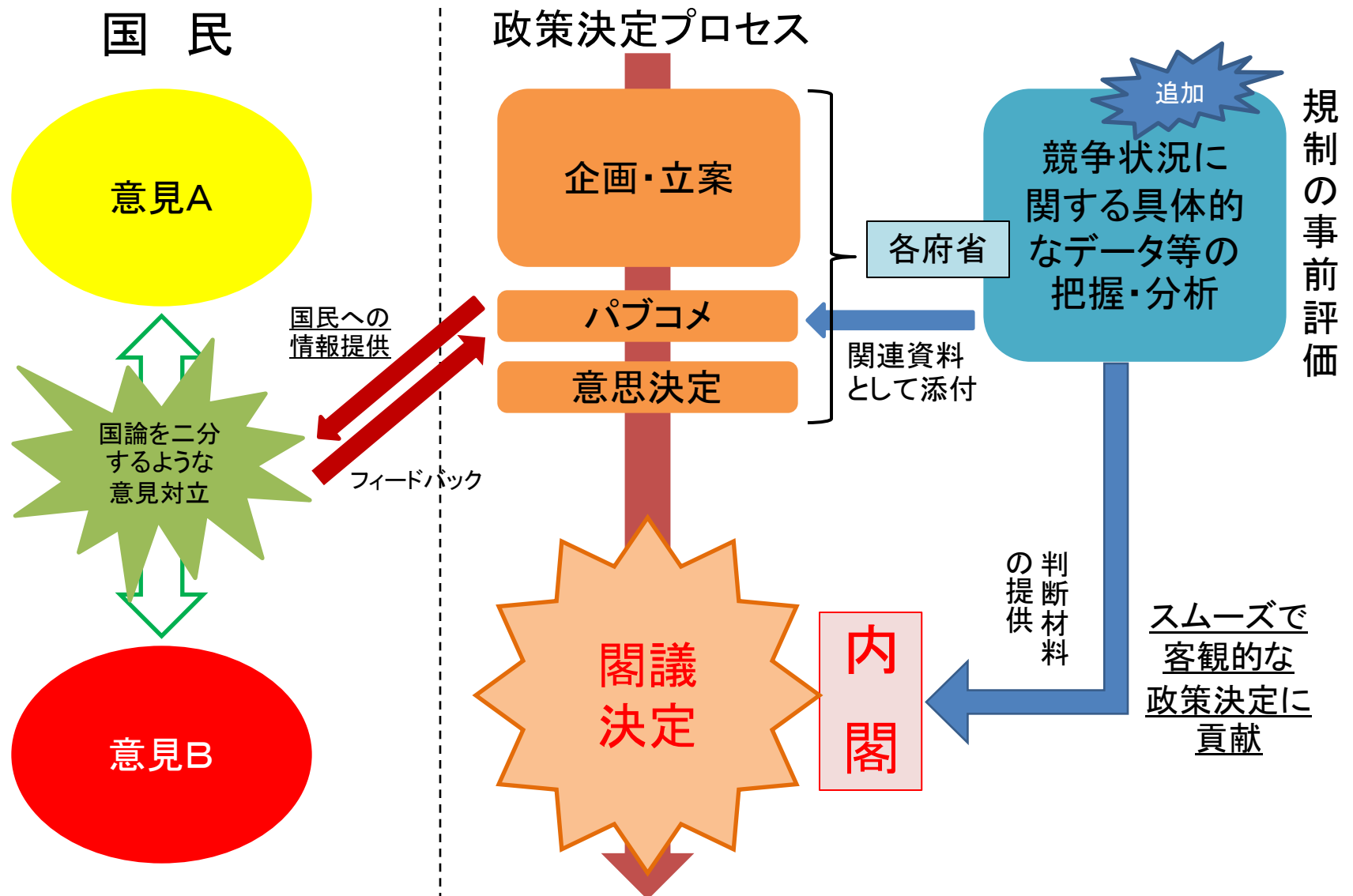
点検結果の提供

〔総務省〕

評価の推進

点検活動

規制の事前評価における競争状況への影響の把握・分析の活用(例)



4 予算編成に資する政策評価の推進

- 規制の事前評価を除き、公共事業に係る評価を始め予算編成に関連が深い政策評価に基本的に点検対象を特化し、効果的に公表
- 2による成果に着目した目標の設定を重視
- 予算要求への反映について各府省の説明責任の徹底
- 租税特別措置に係る政策評価の推進
- 予算の効率化ないし予算要求への反映を企図する政策達成目標明示制度や行政事業レビューとの連携について、両制度に協力しつつ引き続き検討。

5 政策評価の推進における現地調査機能の活用

- 公共事業に係る評価等についての点検の効果を高めていくため、管区行政評価局・行政評価事務所において、それぞれの地元における個別具体的な公共事業について、現地情報を基にして、問題がありそうな事案の見極めを付け、必要があればそれに係る実態の調査等を行うことを検討。
(年金記録問題への対応状況に留意)

「行政評価局調査」機能

(複数府省にまたがる政策の「評価」、各省業務の実施状況の「評価・監視」)

具体的方策

〔基本的スタンス〕

- ◎ 内閣における重要課題を踏まえ、行政分野を聖域なくカバーしつつ、テーマを選定、タイムリーに機能を発揮。
- ◎ 制度の仕組み全体を視野に置き、縦割り行政の弊害の是正や組織・予算面の改革に資する指摘を重視。
- ◎ 行政刷新会議等の政府内の他のレビュー機関、財政当局等と十分に連携。
- ◎ 調査の実施に当たっての視点として、公開度・説明度（説明責任）の徹底を重視。
- ◎ 国民からの調査テーマ公募、調査手法におけるアンケート調査の活用等により、国民との対話・協働を推進。

閣議等の議論を通じた調査の推進

(確証把握の充実・実効性確保)

- 調査予定のテーマや調査結果に基づく勧告等を閣議・副大臣会議・政務官懇談会等において報告。
- 調査対象府省の協力が不十分な場合、問題状況を政務三役から指摘。

(改善措置状況のフォローアップ)

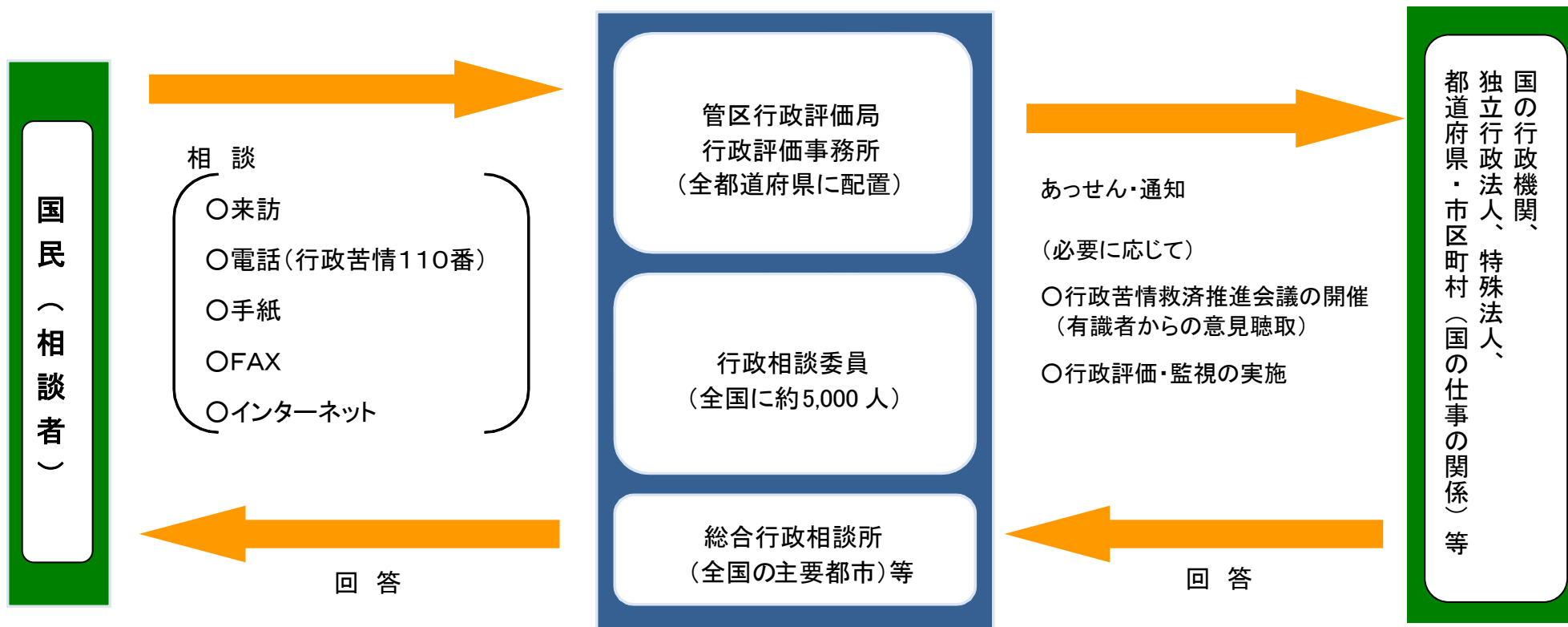
- 勧告等による改善効果をフォローアップ。
改善が不十分であれば、閣議・副大臣会議・政務官懇談会等における議論を通じ、改善措置の実施を徹底。
- 必要な場合は、内閣総理大臣に対する意見具申権限を行使。
- ※ 上記方策のみでは不十分と認められる場合、調査対象、調査権限の見直しも必要。

「機動調査チーム」の設置等「行政評価局調査」機能の多様化

- 緊急・臨時の案件に機動的に対応し得る体制、運営を整備し、「機動調査チーム」を設置。
 - 各年度のプログラムであらかじめ実施を予定している調査について、業務の効率化や状況に応じた柔軟な調査計画の見直しにより、調査の迅速化を図る。あわせて、行政評価局が担う各機能の総合的な発揮による常時監視活動を展開。
 - 地域に身近な国の行政運営上の課題を取り扱う調査（地域計画調査）等において、行政相談機能との連携を強化し、行政相談を端緒とした調査を積極的に実施。
 - 改善措置状況が不十分な場合、必要に応じ追加調査を実施。
-
- 外部有識者から成る「年金業務監視委員会」の調査審議を踏まえ、年金記録問題に関する対応策の着実な実施や日本年金機構の業務の適正・確実な執行について監視を強化。【実施中】
 - 年金運用独法の運営の在り方について厚生労働省検討委員会に対応等。【実施中】

行政相談機能

- 国に対する苦情や意見・要望を受け付け、関係行政機関等へのあっせん、行政苦情救済推進会議や行政評価局調査機能の活用等により、個々の苦情の解決や行政の制度及び運営の改善を図る。



具体的方策

(基本的スタンス)

- ◎ 国民視点と行政の接続を重視し、広く国民の意見を聴き、制度又は運営の改善につなげる活動を展開。

行政相談により得られる情報の調査・分析の充実

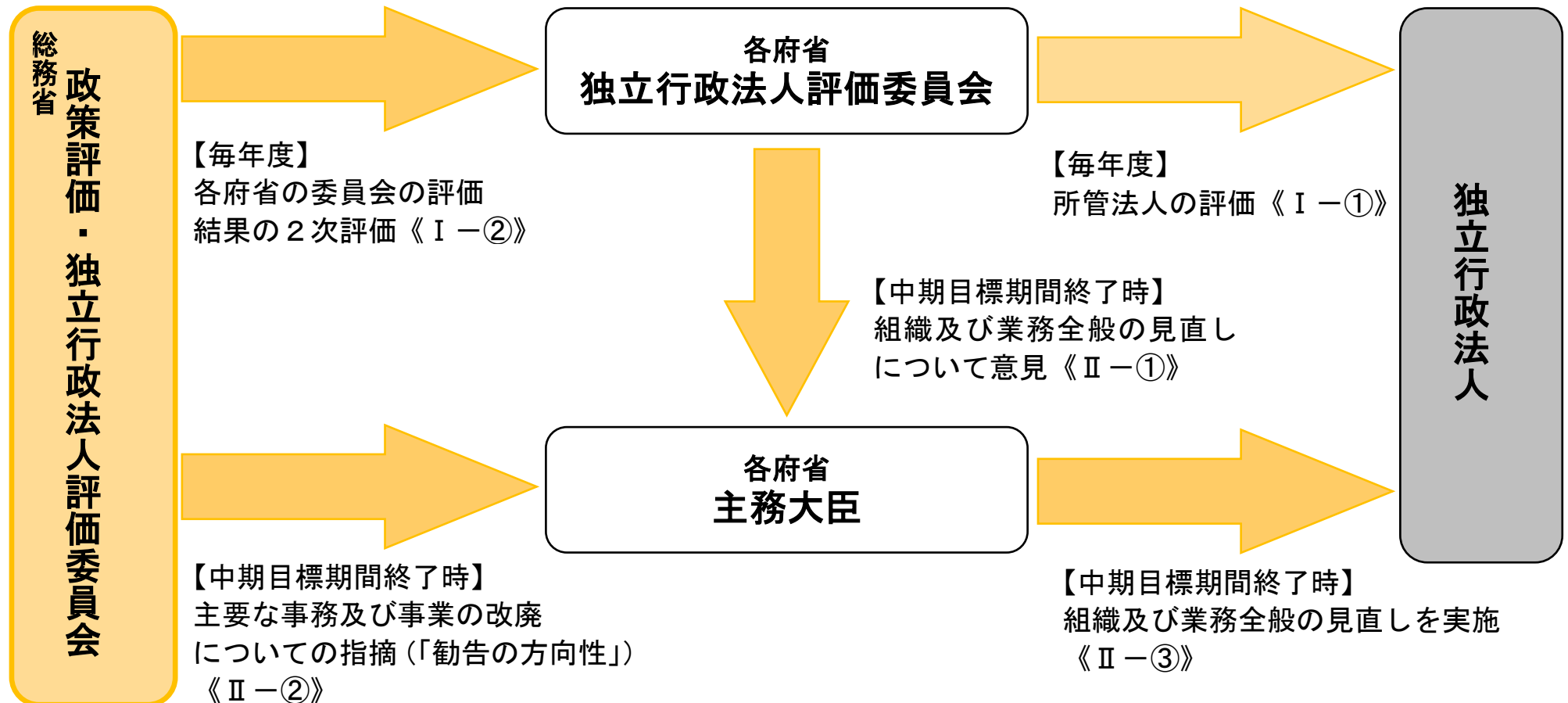
- 行政相談の事案分析を強化し、政策課題の抽出、構成を積極的に行う。あわせて、行政苦情救済推進会議の活用を図る。
また、「行政評価局調査」に際し行政相談事案の情報を活用するとともに、行政相談と行政評価局調査の担当間での連携強化等を図る。

行政相談委員との協働の充実

- 国民の身近な相談相手として、ボランティアで相談を受け付けている行政相談委員との協働を充実させることにより、行政の制度・運営の改善を求める国民の声・ニーズを積極的に把握する。
このため、地方公共団体や各種相談機関等との連携の強化等の諸課題に的確に対応し、行政相談委員の相談処理状況等に応じた支援活動を展開する。

独立行政法人評価機能

独立行政法人の評価は、独立行政法人通則法に基づき、第三者機関である「各府省の独立行政法人評価委員会」と「総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政独委」という。）」により実施
政独委は、「Ⅰ. 各法人の業務実績に関する2次評価」を行い、「Ⅱ. 中期目標期間終了時には法人の事務及び事業の改廃について指摘」を実施。総務省行政評価局では、同委員会の庶務の事務を所掌



今後の取組

- 独立行政法人通則法に基づく政策評価・独立行政法人評価委員会における独立行政法人評価の活動を推進
 - ・ 中期目標期間終了時の業務の見直し（平成 22 年度は 43 法人）
 - ・ 毎年度の各府省独立行政法人評価委員会の業務実績の評価についての二次評価（全法人）

- 平成 22 年度に行う業務実績評価の重要視点として、次を反映する方向で検討
 - ・ 保有資産の見直し（不要資産の売却、資産の有効活用等）
 - ・ 内部統制の充実・強化
 - ※ 独法における内部統制の在り方について、「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」を開催し検討（3月23日 報告書公表）

- 独立行政法人の抜本的な見直しについて行政刷新会議と連携

行政評価局調査の従来のテーマ選定の視点

内閣の重要方針を踏まえ、国民の関心の高いテーマを選定

- ◎ 当局の調査・改善機能の特性を効果的に活用
- ◎ 過去の調査実績を踏まえ、極力、各府省の所管行政分野全般をカバー（特定の行政分野に偏らないよう、バランスも考慮）
- ◎ 政府部内の他のレビュー機能との整合的な効果発揮（会計検査院のデータ、検査結果等の活用。他の機関では取り上げられないテーマを選定）

行政評価局調査機能の特性と調査対象分野（なじむ度合い）

- **直接的に行政を担う立場ではなく、政府部内での第三者的な立場に立って、各府省の行政の評価、監視を専担**

高 ←なじむ度合い→ 低

- 府省横断的なもの、特に「第三者性」が必要とされるもの等
- 各府省のみでは実施が困難なもの
- 継続して実施が効果的なもの

- 専門性、技術性の高いもの
- 総合調整権限を背景に実施することがより効果的なもの

- **各行政機関の業務の実施状況の現地調査による実証資料（事例、データ等）に基づき、問題点、改善方策を具体的に指摘**

高 ←なじむ度合い→ 低

- 全国的規模での実態把握が効果的なもの

- 論点がおおむね出尽くしているとみられるもの、あるいは専ら政治的判断に依らしめるべきもの
- （従来、高度に国の安全又は国の利益に関する事項、その他高度に政治的問題と考えられるものは想定していない。）

□ **一定のテーマ、問題意識の下に、それに係る行政運営の改善を目的として実施**

高 ← なじむ度合い → 低



○事務・事業、行政施策等の有効性、効率性等の問題把握と改善指摘

○特定箇所など個別事業に係るもの
○個々の不正、非違、犯罪等の摘発
○準司法的な裁決等に係るもの

◎ **行政評価局調査に基づく改善指摘（勧告）の対象は、国の行政機関**

⇒ 地方公共団体、民間団体、行政府の外にある機関（司法機関）等は、勧告の対象外

（ただし、特殊法人の業務、国の委託又は補助、地方公共団体の法定受託事務等は関連調査の対象）

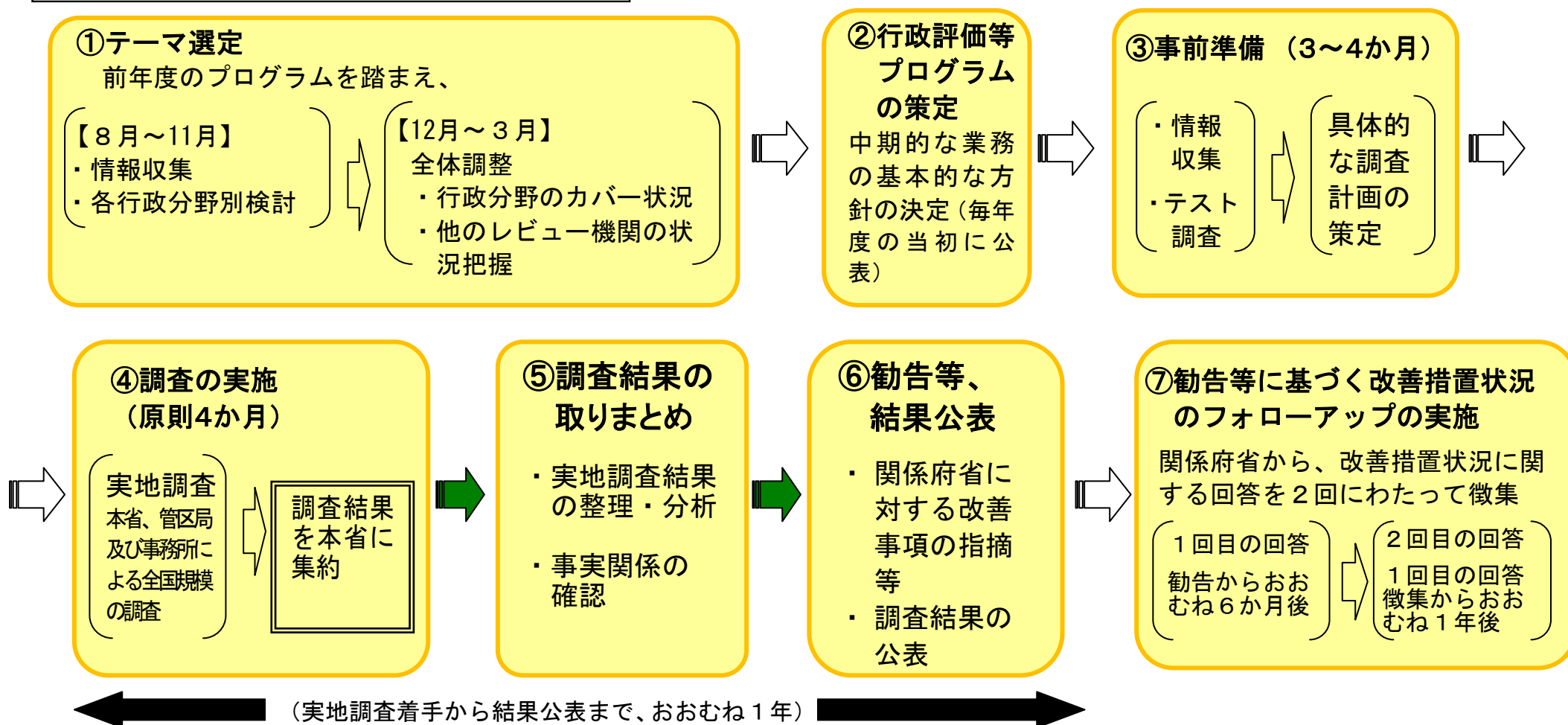
また、政策評価法において対象外とされる以下の機関は、政策評価の対象外

①内閣官房、②内閣補助機関たる内閣府、③人事院、④会計検査院

行政評価局調査のテーマ選定について

(複数府省にまたがる政策の「評価」、各省業務の実施状況の「評価・監視」)

標準的な調査の実施の流れ (現状)



※ テーマは、各年度のプログラムで3年分を掲載、毎年度ローリング方式で見直し。(現在、行政評価・監視は単年度計画。複数府省にまたがる政策の評価は法定により3年計画)

近年は「年金記録問題」への対応のため、年間6本程度の実施(平常時は、年間12本程度を目途に実施。)

平成 22 年度行政評価局調査の全体像

22 年度実施調査	
行政評価局調査	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">[今年度調査中]</p> <p style="text-align: center;">→取りまとめ、勧告予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「バイオマス」＜政策評価＞ ●「食品表示の適正化」 ●「貸切バスの安全確保」 ●「在外公館」 ●「製品の安全対策」 ●「気象行政」 ●「HPバリアフリー」 ●「食品流通対策」 </div> <div style="width: 50%;"> <p style="text-align: center;">[新規着手テーマ（候補）]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「 」 ・ 「 」 ・ 「 (別紙参照) 」 ・ 「 」 ・ 「 」 ・ 「 」 <li style="text-align: center;">⋮ </div> </div> </div>
	<p style="text-align: center;">（緊急・臨時の案件については、「機動調査」で対応）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="width: 30%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">「常時監視」事項は、情勢の変化に応じ、「機動調査」の実施を検討</p> </div> <p style="text-align: center;">▲</p> </div> <div style="width: 60%;"> <ul style="list-style-type: none"> ○「年金積立金管理運用独法（GPIF）」 （「年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会」（厚生労働省）への対応） ○「年金業務監視」 （「年金業務監視委員会」と連携） </div> <div style="width: 10%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">必要に応じ、「機動調査」として実施することを検討</p> </div> <p style="text-align: center;">▼</p> </div> </div>
（参考）上記以外の主要業務	<p style="text-align: center;">政策評価に関する基本的事項の「企画立案」、「推進」</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 20px; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px 20px;">政策評価に関する情報公開の推進</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px 20px;">成果志向の目標設定の推進</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px 20px;">事前評価の拡充</div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">各府省が行った評価の点検（21 年度評価対象）</p>
	<p style="text-align: center;">行政相談により得られる情報の調査・分析（行政苦情救済推進会議も活用）</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">年金記録確認第三者委員会による申立て処理 （厚生労働省の「年金記録回復委員会」の検討状況を踏まえつつ対応）</p>
	<p style="text-align: center;">（政策評価・独立行政法人評価委員会による）</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">中期目標期間終了時の業務の見直し（43 法人）</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">平成 21 年度の業務実績の評価（保有資産の見直し、内部統制の充実・強化を重視）</p>

(注) 1 ●印を付したテーマは、平成 21 年度行政評価等プログラムに掲載されているもの。
 また、網掛けのものは 21 年 12 月から概況調査を実施するなど着手済みのもの。
 2 □印を付したテーマは前回検討会において具体的提案があったもの等、枠を付していないものは、これまで行政評価局で準備を行ってきたもの。
 3 <政策評価>については、政独委政策評価分科会への必要的付議事項。

平成 22 年度以降の行政評価局調査の新規着手テーマ（候補）

⇒以下から、22 年度着手分として 6 テーマ程度を選択（それ以外は 23 年度以降に実施を検討）

「税金の無駄遣いの排除」 (行政運営の効率化・適正化)	「国民のいのちと生活」(安心と安全)
<p>●「職員研修施設」</p> <ul style="list-style-type: none"> 各府省の職員研修施設を横断的に調査 概況調査(昨年 12 月～)で、稼働率が低調なものがある等の問題点把握 → 本年4月から、全国に設置されている施設の運営実態と合理化方策の検討を行い、調査結果を 23 年度予算編成に反映 	<p>●「児童虐待防止」＜政策評価＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所における児童虐待相談対応件数の急増(20 年度は 11 年度の約 3.7 倍)や虐待によって生命が奪われる児童が後を絶たない状況 概況調査(昨年12月～)で、改善すべき点が見込まれる事例等、現場での事務事業の概況等を把握 → 政策評価法に基づき、本年4月からの実地調査(アンケート調査、現場での事例調査、データの収集)により、総合的評価を実施
<p>○「法令遵守(会計経理の適正化等)」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「法令等遵守態勢」に関する調査(21 年 3 月勧告)のフォローアップを本年 6 月に前倒し実施 → 内部監査の的確・効果的实施、内部通報者制度の実効性確保等 あわせて、追加的調査の実施を想定(会計経理の適正化等を重点項目。調査に当たっては内部通報の活用が必要) 総務大臣から各大臣に、所管省における督促の要請を行うことを想定 <p>○「検査検定、資格認定等(利用者負担軽減等)」</p> <ul style="list-style-type: none"> 受講料・手数料等の見直し、類似資格の統合の余地等の視点から、関連公益法人等の状況も含め調査 概況の把握を行った上で、実地調査(7月着手か) * 検査検定:126 制度(H14) 資格:293 制度(H15) 公益法人の「事業仕分け」との関係にも留意 <p>○「事故米の不正転売問題等への対応」</p> <ul style="list-style-type: none"> 標記事件等を契機に、同省においてリスク管理、内部チェック体制強化(行政監察・評価本部設置等)の対策立案 これらの対策の実施状況等を調査 農林水産省行政監察・評価本部の設置は、22 年 10 月の予定 <p>○「社会資本の維持管理・更新(長寿命化対策の実効性等)」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視一道路橋の保全等を中心として」(20 年 12 月調査開始、22 年 2 月勧告) → 22 年 8 月、勧告に対する改善措置状況をフォローアップ予定 他の社会資本(港湾、下水道等)について、シリーズ化を検討 	<p>○「自殺対策」</p> <ul style="list-style-type: none"> 「自殺予防に関する調査」(17 年 12 月大臣通知)後の状況をフォローし、現在の取組実績も対象に調査 現政権発足後、以下に沿って自殺対策の緊急的な強化を実施中 * 昨年 11 月 「自殺対策 100 日プラン」(内閣府) * 本年 2 月 「いのちを守る自殺対策緊急プラン」(自殺総合対策会議) <p>●「法科大学院の教育と司法試験等との連携等による法曹の養成」＜政策評価＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 標記政策につき、関係行政機関の各種施策を総合的に評価 現在、法務・文科両省の検討ワーキンググループにおいて法曹養成制度の問題点・論点を整理中(本年半ばを目途に取りまとめ予定) 昨年 3 月の政策評価分科会の議論: * 教育内容の評価になることの慎重論 * 22～23 年度の評価実施への慎重論 <p>●「食育の推進」＜政策評価＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 標記政策につき、関係行政機関の各種施策を総合的に評価 「食育推進基本計画」は 22 年度中に改定予定 本政策に係る事務事業は昨年の事業仕分けを踏まえ見直し・削減の措置 <p>●「ヒートアイランド対策」＜政策評価＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 標記政策につき、関係行政機関の各種施策を総合的に評価 「ヒートアイランド対策大綱」は 22 年度中に改定予定 本政策に係る事務事業は昨年の事業仕分けを踏まえ見直し・削減の措置
<p>○「農地公共事業(農業水利施設)」</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業水利施設の整備・維持管理の適正化、効率化等の視点(※)から調査(※)施設の利用度(低調・遊休化していないか)、需要との関係(過大な施設整備となっていないか)、施設の保全管理が適切か等 水利施設稼働期も考慮し、8～11 月の実地調査を想定 * 施設整備等の予算額約 1,900 億円、資産価値 25 兆円(農水省試算) <p>○「防衛省調達業務等」</p> <ul style="list-style-type: none"> 同省において数次にわたって実施されている調達改革(制度面、教育面)の浸透・徹底状況、内部監査の状況等を調査 19 年 9 月、防衛監察本部設置等の組織改革 最近(本年 3 月)も、官製談合が摘発される事件あり(空自事務用品等) * 予算規模: 装備施設本部における中央調達:約 1.3 兆円 各自衛隊等による調達(地方調達):約 0.7 兆円 	<p>○「テレワークの推進」＜政策評価＞</p> <ul style="list-style-type: none"> テレワーク(ICTを活用した場所・時間にとらわれない柔軟な働き方)推進 → 育児・介護と仕事の両立、ワーク・ライフバランスの充実、環境負荷軽減等の多様な効果が期待。子ども・子育てビジョン(H22.1.29 閣議決定)の中でも働き方の見直しとしてテレワークを推進 政府目標の達成状況、施策の効果を検証 * 22 年までに就業者人口に占めるテレワーク人口を 20% (「テレワーク人口倍増アクションプラン」(H19.5 関係省庁連絡会議)) * 上記に加え、27 年までに在宅型テレワーカーを約 700 万人 (「子ども・子育てビジョン(H22.1.29 閣議決定)」) <p>○「公共職業安定所の未充足求人対策」</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共職業安定所での新規求人数に対する就職件数の割合は約 3 割 → 需給ミスマッチの原因分析、対策の実施状況等の視点から調査 本年 1 月、鳩山総理が施政方針演説において、生活費支援を含む恒久的な求職者支援制度を 23 年度に創設すべく準備する旨等を表明 <p>○「障がい者雇用」</p> <ul style="list-style-type: none"> 法定雇用率(民間企業で 1.8%等)に対していまだ低い水準にとどまっている障がい者の雇用促進対策の実施状況を調査 「雇用保険二事業」に関する行政評価・監視(22 年 1 月勧告) → 本年 7 月、勧告に対する改善措置状況をフォローアップ予定

- (注) 1 上記テーマについては、必要に応じ、「機動調査」として実施することを検討。
 2 ●印を付したテーマは、平成 21 年度行政評価等プログラムに掲載されているもの。また、網掛けのものは 21 年 12 月から概況調査を実施するなど着手済みのもの。
 3 □印を付したテーマは前回検討会において具体的指摘があったもの等。枠を付していないものは、これまで行政評価局で準備を行ってきたもの。
 4 <政策評価>については、政独委政策評価分科会への必要的付議事項。

行政評価局調査の機能について

◎ 総務省行政評価局の所掌・権能

資料編 P. 23

調 査

- ① 国の行政機関の事務 ⇒ 必要な資料の提出、説明要求。
実地調査
- ② 特殊法人等の業務 ⇒ 書面調査又は実地調査
- ③ 国の委任・補助業務 ⇒ 書面調査又は実地調査
- ④ 法定受託事務 ⇒ 書面調査又は実地調査
(必要最小限)
- ⑤ 公私の団体 ⇒ 必要な資料の提出に関し協力依頼

(注) ①～③について、罰則規定はなし

勧 告

- Ⓐ 関係省の大臣に対し勧告
⇒ 総務大臣は、行政評価局調査の結果、必要があると認めるときは関係省の大臣に対し勧告
- Ⓑ 勧告に対する回答要求
⇒ 勧告に基づいてとった措置について報告を徴収（1回目は6か月後、2回目はさらに1年後）

◎ 国の行政機関を対象とした調査実績

資料編 P. 28

過去10年間の調査により、ほとんどの行政分野について調査を実施。